第２号様式（第７条関係）

雇用及び住宅手当支給証明書

令和　　年　　月　　日

　さつま町長　　　　　　　　様

事業主　所在地

　　　　事業所名

　　　　代表者名　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　電話番号

　下記の者を，さつま町若者定住促進家賃補助金交付要綱第２条第６号に規定する正規雇用者であること及び同条第７号に規定する転勤者でないことを証明します。

　なお，住宅手当の支給について，次のとおり証明します。

記

１　対象者

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
| 氏名 |  |
| 採用年月日 |  |

２　住宅手当の支給状況（いずれかに☑をつけてください。）

　　□　支給している（　　　　年　　月から）　　　　　□　支給していない

３　住宅手当の支給月額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 支給月 | 支給額 | 支給月 | 支給額 |
| ４月分 | 円 | 10月分 | 円 |
| ５月分 | 円 | 11月分 | 円 |
| ６月分 | 円 | 12月分 | 円 |
| ７月分 | 円 | １月分 | 円 |
| ８月分 | 円 | ２月分 | 円 |
| ９月分 | 円 | ３月分 | 円 |

　※住宅手当とは，事業主が従業員に対して支給又は負担する住宅に関する全ての手当等の月額をいう。

【さつま町若者定住促進家賃補助金交付要綱　第2条】

(6)　正規雇用　雇用期間の定めがなく，厚生年金法(昭和29年法律第115号)に規定する厚生年金，[労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する労働者災害補償保険及び[雇用保険法(昭和49年法律第116号)](http://srb.gyosei.asp.lgwan.jp/HAS-Shohin/jsp/SVDocumentView)に規定する雇用保険を適用する雇用をいう。

(7)　転勤者　一定期間で次々に勤務地が変わり，それに伴い町外へ居住地を変更する者